

朝霞市規則第 2 1 号

朝霞市契約規則の一部を改正する規則

朝霞市契約規則（昭和 3 9 年朝霞市規則第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項ただし書中「充当する」を「充てる」に改める。

第 5 条第 1 項中「呈示期間」を「提示期間」に改める。

第 7 条第 1 項第 2 号中「2 箇年」を「2 か年」に改める。

第 1 3 条第 1 項第 1 号中「1 3 0 万円」を「2 0 0 万円」に改め、同項第 2 号中「8 0 万円」を「1 5 0 万円」に改め、同項第 3 号中「4 0 万円」を「8 0 万円」に改め、同項第 4 号中「3 0 万円」を「5 0 万円」に改め、同項第 6 号中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改める。

第 1 3 条の 3 第 1 項第 1 号中「3 万円」を「1 0 万円」に改め、同条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号を第 2 号とし、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とする。

第 1 5 条第 1 項第 1 号中「5 0 万円」を「1 0 0 万円」に改める。

第 1 7 条第 3 号中「2 箇年」を「2 か年」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の朝霞市契約規則の規定は、令和 7 年 5 月 1 日以後の入札又は契約について適用し、同日前の入札又は契約については、なお従前の例による。